

## 川口市審議会等の会議公開に関する要綱

平成 19 年 3 月 15 日 市長決裁

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、開かれた市政運営の実現のため、本市における審議会等の会議の公開に関し、必要な事項を定める。

### (審議会等の定義)

第 2 条 この要綱において、「審議会等」とは、次の各号をいう。

(1) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例により設置する附属機関

(2) 市政運営上の意見交換等を行うため、学識経験者、市民等を構成員として、市長その他の執行機関が、要綱等により設ける会議。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 関係者間の連絡調整の場となっている会合

イ 専ら施設の運営状況について意見等を求める会合

ウ 専ら市民が主体となって運営する会合で、事務局のみが本市に置かれているもの

### (会議公開の原則)

第 3 条 審議会等の会議は、公開とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(1) 当該審議会等の法令若しくは条例の規定により、又は要綱等の規定により会議が非公開とされているとき。

(2) 川口市情報公開条例(平成 12 年条例第 49 号。以下「条例」という。)第 7 条各号に規定する情報に該当する事項について審議等を行うとき。

(3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

2 前項の規定により公開とされた会議について、傍聴希望者は、この要綱の定めるところにより、傍聴することができる。

### (会議の公開・非公開の決定)

第 4 条 審議会等は、前条第 1 項に定める基準に基づき、会議の公開・非公開の決定を行うものとする。

2 審議会等の長は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開に係る部分を除いて、会議を公開するものとする。

3 審議会等の長は、会議の全部又は一部を非公開としたときは、条例の根拠

条項のほか、市民等が理解できるよう、その理由を明らかにしなければならない。

( 会議開催の事前公表 )

第5条 審議会等の所管課長は、会議の公開・非公開にかかわらず、会議を開催するに当たっては、当該会議の開催予定日の7日前までに、次に掲げる事項について公表するものとする。ただし、会議の開催について急を要する場合その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- ( 1 ) 会議の名称
- ( 2 ) 開催日時
- ( 3 ) 開催場所
- ( 4 ) 議題
- ( 5 ) 公開・非公開の別
- ( 6 ) 非公開の理由
- ( 7 ) 傍聴人の定員
- ( 8 ) 傍聴手続
- ( 9 ) 問い合わせ先
- ( 10 ) その他

2 前項の公表は、審議会等の会議のお知らせを市政情報コーナーでの閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載する方法等により行うものとする。

( 傍聴手続等 )

第6条 審議会等は、公開する会議における傍聴人の定員、傍聴に係る手続をあらかじめ定めるものとする。

2 傍聴の受付は、先着順又は抽選とする。

3 前項の抽選は、当該会議の開始を遅延させないように行うものとする。

( 会議の秩序維持 )

第7条 審議会等の長は、会議を公開するに当たって、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴人に次の遵守事項を従わせ、当該会議の秩序の維持に努めなければならない。

- ( 1 ) 審議会等の委員等の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- ( 2 ) 会議の会場において発言しないこと。
- ( 3 ) はち巻き、腕章等示威的行為をしないこと。
- ( 4 ) 撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
- ( 5 ) 談話、飲食、喫煙等をしないこと。
- ( 6 ) その他会議の進行を妨げる行為をしないこと。

2 審議会等の長は、傍聴人が前項各号の遵守事項に従わないときは、これを制止し、その指示に従わないときは、退室させることができる。

( 会議資料の提供 )

第 8 条 審議会等の長は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議次第及び会議資料を傍聴人に配布するよう努めなければならない。ただし、配布が困難と認められる会議資料については、会場において傍聴人の閲覧に供するよう努めるものとする。

( 会議録の写しの閲覧 )

第 9 条 審議会等の長は、会議を開催したときは、会議終了後速やかに当該会議に係る会議録又はその概要を作成し、当該会議録又はその概要の写しを当該審議会等の所管課及び市政情報コーナーに備え置き、当該会議録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで、市民の閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載するものとする。

2 審議会等は、会議の全部又は一部を非公開とした場合であっても、条例第 7 条各号に規定する非公開情報に該当するものを除き、当該会議に係る会議録又はその概要を公開するよう努めるものとする。

3 会議録又はその概要は、次に掲げる事項を記載し、当該会議について、市民等が理解できるように努めるものとする。

( 1 ) 会議の名称

( 2 ) 開催日時

( 3 ) 開催場所

( 4 ) 出席者

( 5 ) 議題

( 6 ) 公開・非公開の別

( 7 ) 非公開の理由

( 8 ) 傍聴人の数

( 9 ) 会議資料

( 10 ) 審議経過

( 11 ) その他

( 運用状況の報告及び公表 )

第 10 条 当該審議会等の所管課長は、次に掲げる会議公開の運用状況を取りまとめ、翌年度の 4 月末日までに行政管理課長に報告するものとする。

( 1 ) 会議の開催状況

( 2 ) 公開された会議の議題及び回数

( 3 ) 一部非公開された会議の議題及び回数

( 4 ) 非公開された会議の議題及び回数

( 5 ) 各回の傍聴人の数

2 行政管理課長は、毎年 1 回審議会等の会議の公開に関する状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

( 委任 )

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、審議会等の会議の公開等に関し必要な事項は、それぞれの審議会等において別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。